

令和 3 年度
事業計画書

令和3年6月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き	1
1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工	2
2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備	4
3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組	10
4. 建設業における社会的責任への取組	13
5. 戦略的広報の展開	16
6. その他事業・行事の開催	17

まえがき

昨年初頭から新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、依然その収束が見通せない中、我が国でも緊急事態宣言が昨年4月、本年1月に発出されるなどして、消費や雇用のみならず、生活様式や働き方等、幅広い分野において深刻な影響が生じている。

建設業においても、建設現場において感染症対策を行いつつ、エッセンシャルワーカーとして事業継続に努めているが、今後、景気の悪化に伴い民間投資の減少が予想されるなど、その影響が長期化・深刻化することが懸念されている。

一方、昨年もまた、令和2年7月豪雨等で多くの人命や貴重な財産が失われたように、近年、気候変動の影響等により大規模な自然災害が頻発している。

このような状況を踏まえ、今年度から政府が新たに取り組む「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、5年間で概ね15兆円程度と、これまでの3か年緊急対策より実施期間や予算規模、事業範囲が大幅に拡充されており、これによって防災・減災、国土強靱化対策の加速化・深化が図られることが期待される。

建設業は、人々が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、大きな期待が寄せられている。特に、地域建設業は、地元の雇用や経済活動を下支えするとともに、災害が発生した際はその最前線で対応に当たる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的役割を担っている。

コロナ禍で落ち込んだ景気を回復させ、経済活動を活性化し、持続可能な社会を支えるため、5か年加速化対策と併せて、必要な社会資本整備を着実に推進し、建設投資による内需の振興と雇用拡大を図ることが不可欠である。

このような中で、全国建設業協会（以下「全建」という。）は、今年度、5か年加速化対策を含む公共事業の円滑な施工への取組の強化、働き方改革の推進や経営基盤の安定など、克服すべき諸課題の解決に向け積極的に取り組む必要がある。

このため、以下のとおり令和3年度の事業計画を策定し、地域建設業の発展のため各都道府県建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

(1) 公共事業の円滑な施工

政府は令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、激甚化・頻発化する自然災害、老朽化するインフラ等への対策を急ぐため、昨年末、約15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定した。

令和3年度は、この加速化対策のための令和2年度第3次補正予算と当初予算とを合わせ、公共事業関係費は約8.5兆円と、近年にはない規模のものとなる。

この公共事業を円滑に施工することが、防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために必要不可欠である、同時にこれは、来年度以降の公共事業予算の確保のためにも求められることである。

このため、全建では、47都道府県建設業協会と連携し、地域ごとに、発注者と受注者との間のタイムリーな意見交換を推進し、不要な不調不落の発生の防止等、公共事業の円滑な施工の推進に取り組む。

(2) 公共事業予算の安定的・持続的な確保

令和3年度の公共事業関係予算は、前年度当初予算をわずかに上回る6兆695億円が確保された。

全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進し、大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、各都道府県建設業協会と連携し、

あらゆる機会を捉えて政府・関係機関に、公共事業予算の安定的・持続的な確保について提言・要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置に関して適切な対応を行っていく。

(3) 国土強靱化の推進

昨年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に代えて、今年度からこれを拡充した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が実施されることとなった。

我が国は、豪雨・豪雪、大型台風の襲来、大規模地震、火山噴火等大規模な自然災害が頻発しており、毎年多くの人命や貴重な財産が失われている。

これら大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるための強靱な国土づくりのためには、5か年加速化対策が今後5年間にわたり、毎年度確実に実施されなければならない。

同対策の初年度である本年度については、令和2年度第3次補正予算(15ヶ月予算)で措置されたところであるが、この取組が安定的・継続的に実施されるよう、令和4年度以降の予算については、当初予算における別枠での必要な額の確保に向け、引き続き政府・関係機関に強く提言・要望を行う。

(4) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国9ブロックにお

いて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、その議論を踏まえ政府・関係機関に提言・要望を行う。

なお、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等についてさらに検討を行う。

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

(1) 地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けた取組

建設業における令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の導入を3年後に控え、今後の働き方改革の着実な進展に向けた以下の取組を各都道府県建設業協会及び会員企業とともに推進する。

また、その取組の実施状況、取組徹底のための課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

さらに、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信して会員企業への水平展開を図るとともに、建設業の将来を担う若者に対し、休みがとれる・残業がない(少ない)職場づくりのメッセージを発信する。

① 「休日 月1+(ツキイチプラス)運動」から「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」への加速化等を通じた労働条件の改善

時間外労働の上限規制をクリアするためには、週休2日(4週8休)の導

入が最も近道であること、若手従業員の週休2日に対するニーズが強いこと、さらには直轄工事で週休2日制工事が広がりつつあること(令和5年度からすべての国土交通省直轄工事で実施予定)等を踏まえ、「休日 月1+(ツキイチプラス)運動」の取組を加速化し、新たに「目指せ週休2日運動」に取り組む。

このため、経営トップの意識向上につながる休日確保の取組事例やその課題解決策の事例等を幅広く収集し、会員企業に水平展開することにより更なる取組の促進を図る。

また、36協定による時間外労働の上限規制は原則360時間であること(特別条項による720時間には、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な特別の事情が必要とされる)を踏まえ、新たに「目指せ360時間運動」に取り組む(合わせて「目指せ週休2日+360時間(2+360 ツープラスサンロクマル)運動」)。

このため、(法定)労働時間外労働等の労働時間の適正な把握及び管理に関する周知等を行うとともに、上限規制、割増賃金率引上げ等に関する小冊子等を作成し、会員企業への周知及び啓発を図る。

また、「社会保険加入の徹底」を通じ、社会保険加入促進のための運動・取組の周知・徹底を図る。

さらに、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」、同会議の下に設置されている「建設業の一人親方問題に関する検討会」及び「標準見積書改定ワーキンググループ」等の場を通じて、提言・要望や情報収集を行い、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

なお、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上による業務の効率化が不可欠であり、建設業におけるICT技術

の活用や i-Construction、テレワーク等の施策に関する最新の情報や会員企業における好事例の収集を図り、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%（9年連続プラス改定）となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める。併せて、その阻害要因となりかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

③ 建設キャリアアップシステムの普及に向けた環境整備

技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す建設キャリアアップシステム（CCUS）について、「建設キャリアアップシステム運営協議会」において定められた事業計画に基づき、各都道府県建設業協会と連携してその普及促進に取り組むとともに、関係機関に対し、労務単価の引上げ等といったメリットの実現へ向けた課題や利用する事業者・技能者への支援措置について提言・要望を行う。

「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」の取組を進め、特に国土交通省直轄Cランク工事におけるCCUS活用推奨モデル工事の試行について、会員企業における取組状況の情報収集を行い、課題等を把握し、提言する。

また、都道府県建設業協会の窓口の再編(地域の実情に応じた認定登録機関及び登録支援機関(仮称)の設置)を促すとともに、「登録利用促進活動」について、取組事例を収集し、各協会に周知すること等により活動の拡大を図る。

さらに、令和3年度から建設業退職金共済制度に係る電子申請システムの本格運用が始まることに伴い、これとCCUSとの連携について、課題等を把握し、提言する。

④ 外国人就労への対応

国内外における特定技能外国人の試験及び求職情報について、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供する。

また、特定技能外国人等の適正な就労に向けた課題・改善点等を調査し、地域の実情に合った運用がなされるよう必要な提言・要望を行う。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響で発生する外国人労働者の就労上の課題、これへの関係機関の対応状況等について、情報収集・提供とともに、必要な要望を行う。

⑤ 女性の定着促進に向けた環境整備

全建が令和2年3月に策定した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」(計画期間令和2～6年の5年間)の各都道府

県建設業協会及び会員企業への周知を図るとともに、当該ロードマップで定めた目標の達成に向けた取組を行う。

このため、全建主催の「労働問題連絡協議会」等において、女性定着に関する企業の好事例の情報発信をするとともに、都道府県建設業協会、会員企業における女性の定着促進への取組の優れた事例を「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」において表彰する。また、女性部会の設立に向けた取組や活動状況等を水平展開して、未設立の協会における女性部会の設立等を促進する。

また、令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、多様な人材が働きやすい環境の整備、女性の就業及び定着を促進するため、くるみん・えるぼし認定の取得促進等の取組を推進する。

⑥ 高齢者の更なる活躍に向けた環境整備

令和3年4月に施行予定の改正高年齢者雇用安定法を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、短時間勤務等の雇用形態の多様化をはじめとする雇用管理制度の改善などの取組について、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、水平展開する。

⑦ 建設雇用改善の推進

建設業で働く労働者の雇用状態の改善、能力の開発・向上、福祉の増進に関する施策の基本となるべき方向性をまとめた「第10次建設雇用改善計画」(計画期間令和3～7年の5年間)について、周知を図るとともに、適正な施工体制の確立を推進するために小冊子を作成する。

(2) 労働災害防止対策の推進

① 墜落・転落災害等の防止と建設職人基本計画の見直しへの対応

第13次労働災害防止計画において建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のため、「墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドライン」(厚生労働省通知)に基づく安全な使用の徹底を図るとともに、建設業労働災害防止協会が実施しているフルハーネス型墜落制止用器具の補助金の活用を促進する。

また、現場技術者を対象にした労働安全を中心とした研修会を活用し、同ガイドラインや法令改正の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全意識の向上及び衛生管理体制の充実を図る。

さらに、建設職人基本法に基づく基本計画の見直し作業に参画し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、地域建設業界の意見を反映させるよう取り組む。

なお、手すり先行工法の義務化の動きについては、今後、同基本計画の見直し等の議論の中で俎上に上がる可能性があり、安全経費の別枠計上の議論と併せて、見直し作業への参画等を通じて、建設現場の実態に沿った取扱いとなるよう取り組む。

② 労働安全衛生環境の整備

現場でのストレスチェックの活用例等、都道府県建設業協会や会員企業、他産業での好事例を収集し、情報提供することにより、事業所・現場でのメンタルヘルス対策・職場環境改善等の推進を図る。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

(1) 新・担い手3法の適切な運用への対応

新・担い手3法について、法改正後の適切な運用のため、発注者等における運用状況を調査し、的確な情報収集に努め、国土交通省等関係機関、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行う。

特に、改正品確法について、国はもとより地方公共団体、特に市町村における新たな運用指針の浸透・運用状況等について調査・分析を行うとともに、改正建設業法に基づき昨年勧告された「工期に関する基準」について、公共工事のみならず民間工事における運用実態の把握に努め、関係機関に対する具体的な提言・要望を行う。

また、地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況の調査を行い、同制度が未設定の市町村への設定の働きかけや全国基準（公契連モデル）より低位にある公共団体の基準の引上げに向けた働きかけを行う。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

① 建設生産システムに関する諸問題への対応

各都道府県建設業協会及び会員企業の現場担当者等と意見交換を行い、適正利潤の確保、働き方改革の推進、地域建設業が持続的に活躍でき、適切に評価される入札・契約方式への改善、新技術活用による品質管理の合理化など、建設生産システムに関する様々な課題やその改善策を把握・整理する。

これに基づき、中央建設業審議会、「発注者責任を果たすための今後の

建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」その他の各種関係委員会等において必要な提言・要望を行うとともに、会員企業に向けた情報提供を行う。

特に、道路除雪業務の体制維持に関する課題や、社会資本の大規模更新時代に向けた維持管理業務に係る契約及び実施上の課題などについて、同懇談会の維持管理部会等において上記取組を行う。

② 生産性の向上

インフラ分野でDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を加速させる国の方針の下、ICT施工、ICT技術を活用した施工状況の遠隔確認やプレキャスト化などのi-Constructionをはじめとする生産性向上策に関する最新情報の収集に努め、会員企業等に向けて適宜情報提供を行う。

特に、ICT活用工事については、会員企業が取り組みやすい環境が整備されるように、小規模工事への導入上の課題、積算上の課題、人材育成・設備投資の負担等の課題の解決に向け、国土交通省の関係委員会などにおいて提言・要望を行う。また、BIM/CIMについても、関係委員会などに参画の上情報収集に努めるとともに、課題の把握・整理を行い、必要な提言・要望を行う。

③ 建設技術者の技術力向上

建設技術者の技術力向上のため、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集し、優れた事例を選定の上、「技術研究発表会」を開催し、特に優秀な事

例について発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて建設業界の取組について広く情報発信する。

(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

① 税制・金融等を活用した経営改善のための取組

都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続の改善等について、政府・関係機関に対して提言・要望を行う。

また、令和5年10月に導入が予定されているインボイス制度など、税制・金融等の各種施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に対して情報提供を行うとともに、関係機関に対して提言・要望を行う。

さらに、地域建設企業の事業承継について、各種支援施策・税制措置等の情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関に対して必要な提言・要望を行う。

② 各種手続や請負契約などのデジタル化への対応

政府が進めるDXの動きに的確に対応するため、各種法令や要領などに基づく手続、請負契約や建設業退職金共済制度などの電子化に関する情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に対して適宜情報提供を行う。

③ 環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

環境関連法令、建設副産物適正処理の施策等の動向を注視し、関連委員会等に参画して情報収集に努めるとともに、関係機関に対して必要な提

言・要望を行う。

特に、解体等工事における石綿飛散防止のため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、事前調査結果の報告の義務付け等、規制が一層強化されることとなった改正大気汚染防止法の施行を控え、これへの今後の対応等について、上記取組を行う。

また、建設廃棄物の適正処理に関する講習会の実施や、必要に応じて現在販売中の関連書籍等の改訂を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き、「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（国土交通省通知）及び全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」に基づき、適切に対策を講じるよう、各都道府県建設業協会及び会員企業に対し、これらの周知徹底を図るとともに、必要に応じて、新たに必要となる対策や留意事項などを同実践に付加する。

また、入札契約や現場施工に関し、感染症対策や予防措置、これらの費用計上、感染者発生時の工期変更などの適切かつ円滑な運用に向け、国土交通省と連携した取組を行うとともに、必要に応じ適宜提言・要望を行う。

4. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る諸課題への取組

実際に応急復旧活動に携わった都道府県建設業協会及び会員企業から

情報を収集し、応急復旧活動を実施するための諸課題を整理して、関係機関に対して提言・要望を行う。

特に、改正品確法において発注者に建設業団体等と締結する責務を課した災害協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び災害協定書の記載内容を調査するとともに、災害対応にかかる待機・パトロール、危険察知時の取り決めなどの災害協定書に記載すべき項目についての検討を行う。

加えて、地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援する。

また、都道府県建設業協会との連絡体制の強化に取り組み、特に、新型コロナウイルス対策で導入したリモート会議システムを災害対策にも活用することとし、リモートによる連絡体制の構築について検討を行う。

さらに、指定公共機関としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化に努めるとともに、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信・連絡手段についても引き続き点検・訓練を実施する。

（２）SDGsへの取組

SDGs（持続可能な開発目標）への取組が、業態如何にかかわらず国際的に求められている中で、SDGs推進委員会（仮称）を設置して検討を進め、「地域建設業SDGs経営指針」（仮称）を作成する等により、地域建設業のSDGsの課題解決に資する経営行動とその広報活動を支援するための取組を行う。

特に、昨年政府が新たに2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ

とする「カーボンニュートラル」を目標として掲げたことを踏まえ、SDGsの大きな柱である脱炭素社会の構築に向け地域建設業がどのような貢献ができるか、方向性を検討する。また、建設業の脱炭素を達成する上での課題解決に向けて、関連する技術開発や実用化の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に情報提供を行うとともに、関係機関に対して必要な提言・要望を行う。

(3) 建設業のCSRの推進とコンプライアンスの徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、関係団体と連携し、必要に応じて研修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性を再認識するため、全建ジャーナル、ポスター等を活用してCSR活動の推進を図る。

(4) 建設業の社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた事例を顕彰するとともに、優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

(5) テレワーク等の充実

新型コロナウイルス感染症対策で導入したリモートによるテレビ会議システムを活用し、在宅勤務の方法等について検討し、災害時や緊急事態

宣言時などに各都道府県建設業協会と全建をつなぐことができるテレビ会議システム等の充実を図る。

また、オンラインでの研修会・講習会等についても検討を行う。

5. 戦略的広報の推進

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や各種アンケート調査結果については、ホームページや全建ジャーナルへの掲載のほか、建設専門紙等への積極的なプレスリリースにより、タイムリーな情報発信を行う。

また、行政が主催する「利根川水系連合・総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」、「防災推進国民大会」などの各種イベントに参加・出展し、パネルや映像等を使って建設業の役割や魅力を分かりやすく紹介し、地域建設業に対する理解の促進を図る。

特に、災害発生時の復旧支援活動は、「地域の守り手」として最前線で安全・安心の確保を担うという地域建設業の役割に対する理解・周知に直接つながるものであり、政府・関係機関やメディアとも連携し、その活動の姿を広く社会に広報する。

(2) 広報体制の充実・強化

全建の情報発信ツールであるホームページや全建ジャーナルの充実を図る。特に全建ジャーナルについては、建設業界の課題や関係省庁の施策、企業経営の改善に関する記事はもとより、各都道府県建設業協会や会

員企業が行っている様々な社会貢献や広報、SDGs等に関する取組事例を積極的に紹介することで、地域建設業全体の広報力の強化を図る。

また、災害対応や環境美化・保全など地域建設業の活動を広く社会にPRするため、各都道府県建設業協会に提供している「全建統一ベスト」については引き続き頒布を行うとともに、活動時の着用促進を図る。

6. その他の事業・行事の開催

(1) 建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された全建役員・会員企業に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書・出版物の刊行

各事業活動での成果を、報告書又は出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換・情報交換の実施

建設業界が抱える諸問題や国の政策課題等について適切に対応するため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、リモートでの対応も含め、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換・情報交換を行い、連携強化を図る。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合にその他所要の事業、行事等を実施する。

